

令和元年10月1日～



幼稚園・保育園等を利用する 3～5歳児クラス等の 子どもの利用料が無償化されます

幼稚園・保育園・認定こども園等

- ◆ 3歳児から5歳児クラス全ての子どもの利用料が無償化
- ◆ 0歳児から2歳児クラスの子どもは、新たに住民税非課税世帯が無償化

※0歳児から2歳児の従前の多子軽減制度は今までどおり継続します。

- 幼稚園については、月額 25,700 円まで無償となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
- 給食費は実費負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）の子どもについては、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。



※幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生から、保育園・認定こども園（保育利用）は就学前児童から数えて第3子以降の子ども。

- 通園送迎費、行事費などの費用についても実費負担となります。



- ★子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定などの手続きが必要となります。
新制度対象の幼稚園・保育園・認定こども園は、無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。



【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。

※地域型保育とは、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育をさします。

幼稚園・認定こども園の預かり保育

- ◆ 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額 11,300 円まで無償化



- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて1日あたり450円、月額 11,300 円を上限に無償化
- 満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）の住民税非課税世帯は、月額 16,300 円まで無償化（保育の必要性の認定が必要）

- ★原則、通われている幼稚園・認定こども園を経由しての申請となります。

認可外保育施設等

- ◆ 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで、幼稚園・保育園・認定こども園を利用していない場合は利用料が月額 37,000 円まで無償化

- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは、月額 42,000 円まで無償化（保育の必要性の認定を受けており、幼稚園・保育園・認定こども園を利用していない場合）
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしていることが必要です。

- ★無償化となるための認定などの手続きが必要となります。



【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、上記の条件に当てはまる場合は、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

障害児通園施設等

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化

- 幼稚園、保育園、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
- ★無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。



【対象となる施設・事業】

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

	保育園・認定こども園	認定こども園・新制度移行幼稚園		幼稚園（新制度未移行）		認可外保育施設等
	保育	教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児	○	○	○（※） （上限11,300円）	○ （上限25,700円）	○（※） （上限11,300円）	○（※） （上限37,000円）
満3歳児	/	○	×	○ （上限25,700円）	×	/
住民税非課税世帯の満3歳児	/	○	○（※） （上限16,300円）	○ （上限25,700円）	○（※） （上限16,300円）	/
住民税非課税世帯の0～2歳児	○	/	/	/	/	○（※） （上限42,000円）

※無償化にあたり保育の必要性の認定が必要などの条件があります

【無償化に関するお問合せ先】 蒲郡市子育て支援課

- ◆ 保育園、認定こども園、認可外保育施設、一時預かり事業・・・保育担当 (0533-66-1107)
- ◆ 幼稚園、ファミリー・サポート・センター、児童発達支援・・・児童福祉担当 (0533-66-1108)

幼児教育・保育無償化 対象施設・事業早見表



保育の必要性はありますか？

※保育の必要性の基準については、蒲郡市の保育認定基準に準じます。
(就労の場合：月64時間以上 等)

はい



いいえ



現在、通っている施設は？
(今後利用予定の施設は？)

認定こども園（幼稚園として利用）／
新制度に移行した私立・国立幼稚園

満3～5歳児・・・
保育料が**無償**

新制度に移行していない
私立幼稚園／国立大付属幼稚園

満3～5歳児・・・保育料が
月額**25,700円**まで無償

上記以外

無償化の対象となりません

現在、通っている施設や利用している事業は？
(今後利用予定の施設や事業は？)

就学前の障害児の発達支援を
利用する子どもたち

※蒲郡市児童発達支援センター、がまごおりふれあいの場等

3～5歳児・・・
利用者負担が**無償**

保育園※公立16園、みどり保育園／
認定こども園（保育園として利用）

※鹿島こども園、木船幼稚園

★上記利用中の場合は、下記掲載の他施設や他事業を利用した際の利用料は無償化の対象となりません。

0～2歳児・・・住民税非課税世帯（※）

保育料が**無償**

3～5歳児・・・保育料が**無償**

※従前の多子軽減制度は今までどおり継続します

認可外保育施設※／一時預かり事業／
ファミリー・ホール・センター事業／
病児保育事業 ※届出している施設が対象です。

0～2歳児・・・住民税非課税世帯（※）

利用料が月額合計**42,000円**まで無償

3～5歳児・・・利用料が月額合計**37,000円**まで無償

※従前の多子軽減制度は今までどおり継続します

認定こども園（幼稚園として利用）
※鹿島こども園、木船幼稚園／
新制度に移行した私立・公立幼稚園

満3～5歳児・・・
保育料が**無償**

さらに
預かり保育事業／
認可外保育施設／
一時預かり事業
などを利用

満3歳児・・・住民税非課税世帯のみ

預かり保育等の
利用料が月額合計
16,300円まで無償

3～5歳児・・・預かり保育等の
利用料が月額合計
11,300円まで無償

新制度に移行していない私立幼稚園
※蒲郡あけぼの幼稚園、蒲郡あさひこ幼稚園／
国立大付属幼稚園

満3～5歳児・・・
保育料が月額**25,700円**
まで無償



上記以外

無償化の対象
となりません

青字は、蒲郡市内の施設です。

令和元年10月現在、新制度移行の幼稚園はありません。

その他制度の詳細について、不明な場合はお問い合わせください。

幼稚園・保育園・認定こども園の利用の場合

通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外です。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、すべての世帯の第3子※1以降の子どもたちについては、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除※2されます。

※1 幼稚園は、小3までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降の子どもが対象。

※2 免除額には上限があります。

